

【第9報】課外活動について（新型コロナウイルスへの対応）

令和2年5月15日

学生各位

学生総合支援センター

オンラインによる課外活動について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対策については、4月2日付で「[大学主催のイベント、集会、課外活動等について](#)」をお知らせし、1か月余りが経過しましたが、三重大学生の皆様のご協力のおかげで、本学では未だ新型コロナウイルス感染者はゼロであり、また三重県内においても4月25日以降に新たな感染者は発生しておらず、5月14日には政府から三重県を含む39県の「緊急事態宣言」を解除するとの発表がありました。

しかしながら、首相会見において「気を緩めた途端、一気に感染が広がっていく可能性がある」ことが示唆され、本学では引き続き「[三重大大学新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動指針](#)」に基づき、警戒レベルが0.5以下となるまでは、課外活動を**全面禁止**といたします。ただし、全面禁止が解除された後の活動を新入生と共に開始できるようにするために、オンライン上での新入生への活動紹介及び勧誘については、限定的に許可します。

- ①学内外を問わず、直接の接触がある集会・練習等は禁止です。また、オンライン上であっても、未成年者に飲酒を促すような会合等は開催しないでください。
- ②オンライン上で知り合った新入生に対し、部活動・サークルへの所属を強要する行為、また、入部約束後の脱退を認めないといったことはしないでください。
- ③その他、SNS上でのトラブル等について大学は一切責任を負いません。情報の発信及び個人情報の取扱いには十分に注意してください。

なお、新入生を含む令和2年度団体結成届の提出時期については、コロナウイルスの状況を踏まえ、改めてお知らせいたします。